

○総務省告示第二百九十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第四号(3)の規定に基づき、令和元年総務省告示第百八号（電波法施行規則第六条第四項第四号(3)の規定に基づく総務大臣が別に告示する周波数及び場所を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月二日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一〕略</p> <p>二 施行規則第六条第四項第四号(3)に規定する場所は、次のとおりとする。</p> <p>1 五、一五〇MHzを超え五、三三〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHzの周波数の電波と同時に使用するものを含む。）</p> <p>〔一〕略</p> <p>〔二〕（以外の場合） 屋外（列車内、船舶内及び航空機内を除く。ただし、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については自動車内、列車内、船舶内及び航空機内を除く。）</p> <p>〔2〕略</p>	<p>〔一〕同上</p> <p>二 同上</p> <p>〔同上〕</p> <p>1 同上</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔二〕（以外の場合） 屋外（列車内、船舶内及び航空機内を除く。）</p> <p>〔2〕同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。